

## 喀痰吸引等制度について

### 1. 喀痰吸引等制度の概要

#### 制度の趣旨

---

○ 平成24年4月1日から（介護福祉士については平成28年4月1日から）、喀痰吸引・経管栄養という医療行為の一部を、医療資格を持たない介護職員等が一定の要件（喀痰吸引等研修の修了、医師の指示、看護師との連携等）の下に、これを業として行うことができるようになった。

#### 実施可能な行為

---

○ 喀痰吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

- 喀痰吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部）
- 経管栄養（④胃ろう・腸ろう、⑤経鼻経管栄養）

#### 喀痰吸引等を実施できる者

---

- 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了し、県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等
- 介護福祉士（資格取得年次や修了した研修により取扱が異なる）  
P3「☆介護福祉士について」参照

#### 登録研修機関

---

- 喀痰吸引等研修を行う機関（県に登録）

#### 登録事業者（喀痰吸引等を実施する事業者）

---

- 自らの事業の一環として、喀痰吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県に登録が必要。
- **登録特定行為事業者**  
「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施。
- **登録喀痰吸引等事業者**  
事業所において介護福祉士に実地研修を実施し、実地研修を修了した介護福祉士が喀痰吸引等を実施

#### 経過措置

---

- 経過措置の認定証は現在も有効。

## 2. 喀痰吸引等研修

認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けるためには、喀痰吸引等研修を受講する必要があります。喀痰吸引等研修の内容は次のとおりです。

- 第1号研修、第2号研修、第3号研修のうち希望するものを受講。
- 第1号研修、第2号研修の基本研修は、介護福祉士養成課程の「医療的ケア」に相当。
- 「基本研修（講義＋演習）＋実地研修」の二段構成。

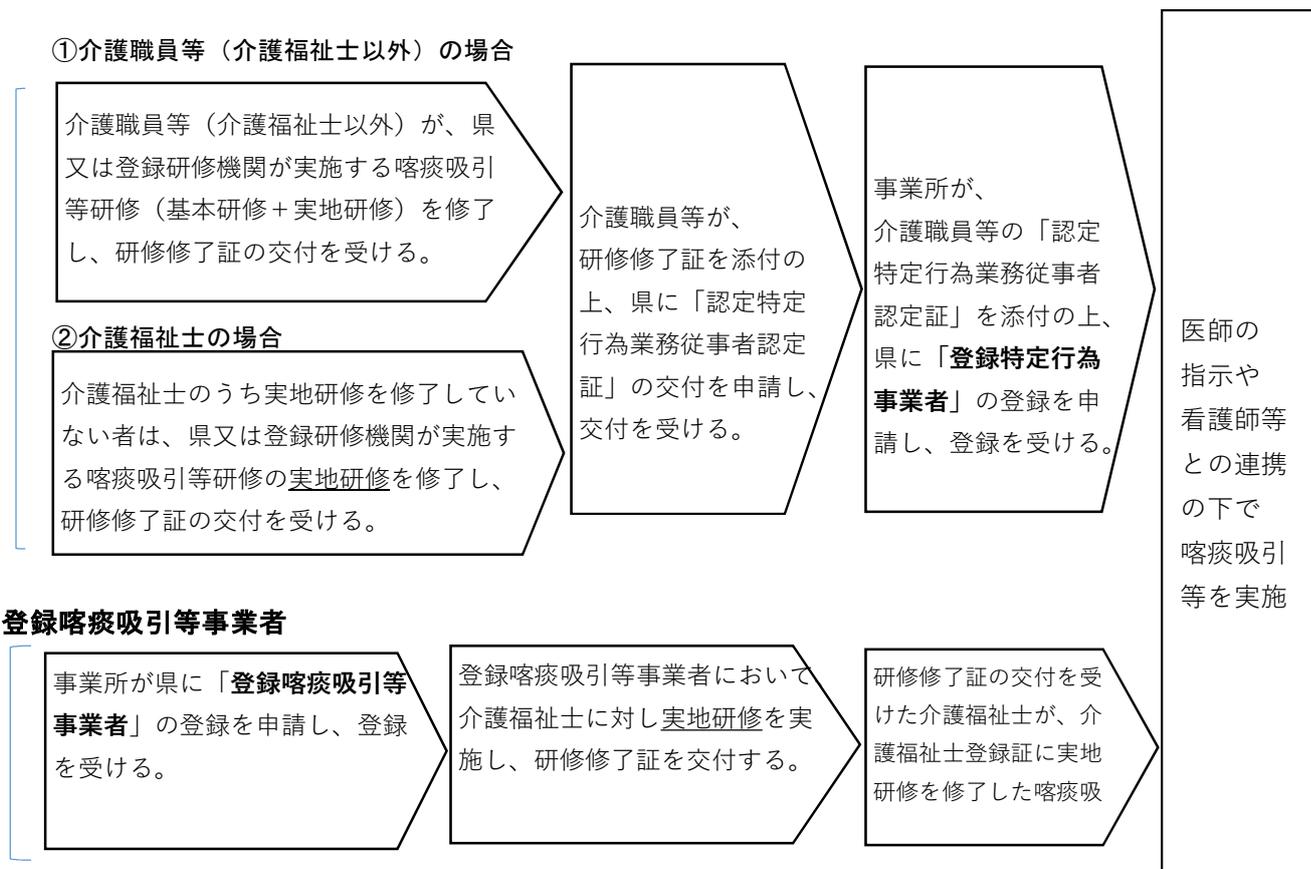
喀痰吸引等研修	不特定多数	<b>【第1号研修】</b> ①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修
		<b>【第2号研修】</b> ②喀痰吸引及び経管栄養について、1つ以上5つ未満の必要な行為を行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (1つ以上5つ未満の必要な行為。)
	特定の者	<b>【第3号研修】</b> ③実地研修を重視した類型	基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small>	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。
介護福祉士の養成課程			基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	(登録研修機関) 実地研修 (登録喀痰吸引等事業者) 実地研修

現在、沖縄県では登録喀痰吸引等事業所の登録申請は受付していない。

※基本研修の修了者が実地研修に進むことができます。実地研修は利用者に対して行う研修ですので、多くは受講生の勤務先事業者の利用者に対して行うことになります。

### 3. 事業者が喀痰吸引等を実施するまでの流れ

#### 登録特定行為事業者



※現在、沖縄県では登録喀痰吸引等事業者の登録申請を受け付けていません。

#### ★介護福祉士について

平成28年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程において、医療的ケア（喀痰吸引等研修の第1・2号研修の基本研修に相当）の研修が行われるようになりました。また、実務経験ルートの介護福祉士においても、介護福祉士国家試験の受験資格として、3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（医療的ケア含）の修了が必須となりました。

これにより、平成28年度（平成29年1月）以降の介護福祉士国家試験合格者、それ以外であっても医療的ケアの研修課程を修了している介護福祉士は、実地研修を修了することで、喀痰吸引等を行うことができるようになりました（ただし、就労先の事業所は事業所登録が必要）。

また、医療的ケアの研修課程を修了していない介護福祉士については、県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修（基本研修+実地研修）を修了することで、喀痰吸引等を行うことができるようになりました（ただし、就労先の事業所は事業所登録が必要）。

現在、沖縄県では登録喀痰吸引等事業者の登録申請を受け付けていないため、介護福祉士資格取得者が喀痰吸引等の業務を行うためには、登録研修機関において喀痰吸引等研修（既に医療的ケアを履修済みの介護福祉士は実地研修のみ）を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。つまり、登録特定行為事業者において、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等を実施することになります。